

薬生食輸発1223第1号  
令和2年12月23日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産きびのアフラトキシン)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和2年12月22日付け薬生食輸発1222第1号)により通知したところである。

今般、輸入時のモニタリング検査において、ベトナム産きびからアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
きび(学名: <i>Panicum miliaceum</i> )及びその加工品(きびを30%以上含有するものに限る。)	-	総アフラトキシン(アフラトキシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を追加する。